

ATM現金出金限度額の見直しについて (詐取カード等特殊詐欺被害低減対策)

当組合では令和2年7月より、当組合カードによるATM現金出金限度額について、一部のお客さまを対象として下記のとおり見直しを実施させて頂くこととしています。

今回の利用限度額見直しは依然として多発している詐欺被害を低減し、お客さまの大切なご預金を犯罪からお守りするための対応ですので、対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

1. 対象となる口座

75歳以上のお客さまが保有し、かつ過去1年以内にキャッシュカードを利用したATM現金出金実績のない口座

※令和5年8月31日を基準日として判定します。

※令和4年9月1日から令和5年8月31日の期間内に新規開設された口座は対象外となります。それ以前に開設された口座が対象となります。

2. 見直しの内容

ご利用カードに一律設定しているATMを利用した現金出金限度額を見直します。

カード取引	1日あたりの利用限度額	
	現 行	変更後 (10月2日から)
現金出金	50万円	10万円

3. 限度額見直し実施日

令和 5年10月 2日(月)より

(注)毎年10月第一営業日(見直し基準日毎年8月末日)に見直します。

4. 限度額の変更手続き

対象となるお客さまでATMを利用した現金出金限度額の変更を希望される場合は、平日の営業時間内にお取引店の窓口へ所定の書面でお申し出いただければ、ご本人様確認のうえ限度額変更の手続きをさせていただきます。

<ご持参いただくもの>

本人確認書類、口座お届け出印

以 上

お客さま各位

大同信用組合

キャッシュカードによるATM振込の利用制限対象口座の見直しについて (振り込め詐欺・還付金詐欺被害未然防止対策)

当組合では平成29年10月より、カードによるATMを利用した振込手続きについて、一部のお客さまの保有する預金口座を対象として下記のとおり制限させて頂くこととしております。このたび8月末日を基準日として対象口座を新たに見直ししましたのでお知らせします。

この利用制限は依然として多発している詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切なご預金を犯罪からお守りするための対応ですので、対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

1. 対象となる口座

70歳以上のお客さまで、かつ過去1年以内にキャッシュカードを利用したATM振込実績のない口座

※令和5年8月31日を基準日として判定します。

※令和4年9月1日から令和5年8月31日の期間内に新規開設された口座は対象外となります。それ以前に開設された口座が対象となります。

2. 利用制限の内容

カードによるATMを利用したお振込みができなくなります。

(振込限度額が1,000円となります。)

(注)キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は、従来どおりご利用になれます。

3. 利用制限対象口座の見直し実施日

令和5年10月2日(月)

(注)毎年10月第一営業日(見直し基準日毎年8月末日)に見直します。

4. 制限の解除手続き

対象となるお客さまでキャッシュカードによるATMを利用したお振込みを希望される場合は、平日の営業時間内にお取引店の窓口へ所定の書面でお申し出いただければ、ご本人様確認のうえ振込の取扱いができるように変更させて頂きます。

<ご持参いただくもの>

本人確認書類、口座お届出印

以上